

追加変更工事一覧表作成に当たってのお願い

横浜地方裁判所民事部

(前提)

- 1 施工された工事が追加変更工事であるか否かを認定するためには、まず本工事の内容を確定する必要があるため、追加変更工事と関連性があると思われる本工事は全て記載する。
- 2 追加・変更工事には、①当初から本工事がない箇所に追加工事をしている場合（新規追加工事）、②本工事の内容の全部又は一部を追加したり変更したりしている場合（追加変更工事）、③本工事の内容の全部又は一部を中止している場合（減工事）、④本工事の前提とした事情が工事過程で変更されたことにより工事内容を変更する場合（事情変更による工事）がある。
- 3(1) 追加工事には、数量的追加（施工箇所の個数・施工面積の増加等）・内容的追加（新たに別の内容の工事が追加される場合等）がある。
(2) 変更工事には、交換的変更（従前の工事を取りやめて別の工事をする事）、グレード変更（従前の本工事について、品質等級を上げたり下げたりしてその仕様を変更すること）がある。

(施工者側の記載方法)

- 1 本工事部分の記載方法
工事箇所ごとに「本工事の内容」欄に本工事の内容を記載する。
「証拠」欄には本工事内容を示す設計図・仕様書・見積書を引用する（甲○号証の△頁まで具体的に引用する）。「A本工事金額」欄には本工事の金額を記載する。
- 2 追加変更工事部分の記載方法
 - (1) 本工事がない箇所に追加工事が存在する場合（内容的追加。戸建て住宅の新築工事を請け負った後に外構工事が追加された場合等）
「本工事の内容」欄・「証拠」欄は空欄とし、「追加変更工事の内容」欄・「追加変更理由」欄・「証拠」欄を記載する。次に、「A本工事金額」欄を0と記載し、「B変更後金額」欄には追加変更工事の金額を記載し、「差引」欄に「B－A」の金額を記載する。
 - (2) 本工事の内容の全部又は一部を追加変更している場合（数量的追加及び変更工事全般。壁面をタイル貼りから石張りに変更する場合等）
「本工事の内容」欄・「証拠」欄を記載した上、「追加変更工事の内容」欄・「追加変更理由」欄・「証拠」欄を記載する。次に、「A本工事金額」欄・「B変更後金額」欄を記載し、「差引」欄に「B－A」の金額（例えばグレードを上げていけばプラス金額となるし、グレードを下げていけばマイナス金額となる）を記載する。
 - (3) 本工事の内容の全部又は一部を合意により中止した場合（減工事。当初予定していた外構工事を中止した場合等）
「本工事の内容」欄・「証拠」欄を記載した上、「追加変更工事の内容」欄には減工

事の内容、「追加変更理由」欄には施主からの指示等、具体的な原因を記載する。次に、「A本工事金額」欄には本工事の金額を、「B変更後金額」欄には全部中止なら0を、一部中止なら縮小後の金額を記載し、「差引」欄に「B-A」の金額（マイナス金額（減工事分）が記載されることになる。）を記載する。

- (4) (1), (2), (3)に共通して、「追加変更理由」欄には施主からの指示等、具体的な原因を記載し、「証拠」欄には打合せ議事録・メール・FAX等を引用する（甲〇号証の△頁まで具体的に引用する）。

（施主側の記載方法）

1 本工事部分に対する認否の記載方法

本工事の内容・金額とも認める場合は「本工事の認否」欄に認めると記載し、金額のみ争うなら、本工事の内容は認めるが金額は争うとして具体的な金額も記載する。否認する場合は否認すると記載した上でその理由を具体的に記載する。

2 追加変更工事部分に対する認否の記載方法

- (1) 「追加変更工事の認否」欄について、追加変更工事を認める場合は認めると記載し、否認する場合は否認すると記載した上でその理由を具体的に記載する。否認の具体例（発注者側の反論）は、次のとおりである。

- ① 本工事に含まれている（ex 本工事の特定がない、当初の契約内容が不明、最初から要望していた、軽微な変更である、本工事に吸収される）
- ② 注文したことはない（ex 注文と異なった追加工事である、他の工事業者による工事である）
- ③ 追加工事に該当しない（ex 見積りミスである、駄目工事である、手直し工事に過ぎない）
- ④ 有償であることの合意がない（ex サービス工事である）
- ⑤ 代金額について合意していない
- ⑥ 気に入った出来映えではない（ex 追加工事は認めるが、別途瑕疵の主張をする）
- ⑦ 高額過ぎる（ex 適正額は支払う）

- (2) 減工事を認める場合は「追加変更工事の認否」欄で認めると記載する。

注意！！

本工事の一部を勝手に中止されたという場合（中止の合意がない場合）は、減工事ではなく未施工であり瑕疵の問題となるので、この場合は否認とした上で別途未施工の瑕疵として主張する旨明示する。

- (3) 追加変更工事であることは認めるが金額を争う場合は、「主張金額」欄に相当と考える金額を記載し、「証拠」欄に見積書等を引用する（乙〇号証の△頁まで具体的に引用する）。

以 上